

～潮来市にお住まいの子育て世帯の方へ、大切なお知らせ～



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親以外の世帯分)のご案内

児童1人あたり**5万円**を受け取れる可能性があります。

◆ **支給要件に該当するかどうか、下記をご覧ください。**

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① **令和4年度中に実施した 子育て世帯生活支援特別給付金
(前回の給付金) の支給対象者**であった方

(申請不要。該当する方には既に支払い済み)

② **平成17年4月2日以降に生まれた児童**を養育する父母等であって、
(※ 令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。
※ 特別児童扶養手当支給対象児童の場合は平成15年4月2日以降に生まれた方)

■ **令和5年度 住民税(均等割)非課税**の方

又は

■ 食料等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の
家計が急変し、**住民税(均等割)非課税相当**の収入となった方

(申請が必要です。手続きについては裏面に掲載しています)

2. 支給額

児童1人当たり **一律 5万円**

*お問い合わせ先

■ **潮来市役所** 子育て支援課
「子育て世帯生活支援特別給付金」
ひとり親世帯以外分窓口

0299-63-1111(内線398)

受付時間 8:30～17:15



“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所等の職員などをか
たった不審な電話や郵便があった場合は、潮
来市役所や警察、または警察相談専用電話
(#9110)にご連絡ください。

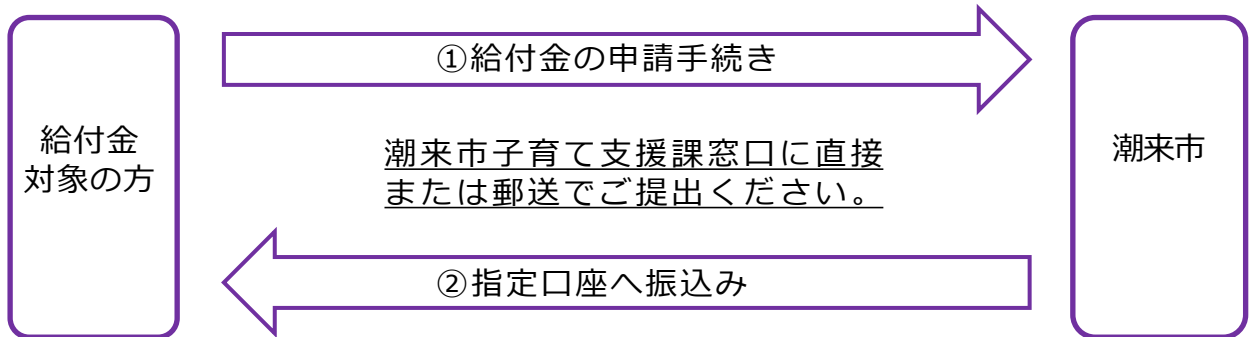


3. 給付金の支給手続き

おもて面の②に該当する方

■ 令和5年度住民税非課税の方 ■ 家計急変があった方

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、潮来市子育て支援課の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。(書類は市ホームページからも取得できます。)
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。(申請書類に不足がある場合、審査に時間を要することがあります)



受付期間：令和5年**6月26日(月)** から
令和6年**2月29日(木)** まで

- ◆ おもて面の②に該当する方であっても、令和5年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間: 平日9:00~18:00)

■ 潮来市役所 子育て支援課

0299-63-1111 (受付時間: 平日8:30~17:15)
(内線388または398)